

神山まるごと高等専門学校学則(案)

第一章 目的

(目的および使命)

第1条 神山まるごと高等専門学校(以下「本学」という。)は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、社会の情勢に左右されることなく自ら課題発見を行い、身に付けた技術力で社会が求めるサービスや製品といった「モノ」を作り出し、アントレプレナーシップを通じてその「モノ」を使って社会に変化を与えられるような事業や産業、新たな取り組みといった「コト」を起す力を修得した人材の育成を目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを使命とする。

第二章 教育研究水準の向上

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的の達成と、教育研究水準の向上を図るため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況に関する評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善及び向上のための組織的な研究等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

第三章 組織

(学科、学級、入学定員及び収容定員)

第5条 本学に、次の学科を置く。

デザイン・エンジニアリング学科

2 前項の学科の1学年の学級数、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員	収容定員
デザイン・エンジニアリング学科	1学級	40人	200人

(人材養成等教育研究上の目的)

第6条 デザイン・エンジニアリング学科の人材の養成および教育研究上の目的については、次のとおりとする。

「モノをつくる力で、コトを起す人」を養成する人材像とし、未来の社会を変える「モノをつくる力」を身に付けた上で、起業家精神を学び社会に変化を与えられる「コトを起す」人材を育成

する。

第四章 教職員

(教職員)

第7条 本学に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員、その他必要な職員を置く。職制は別に定める。

2 校長の下に副校長を置くことができる。副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(主事)

第8条 本学に教務係、学生係、寮務係を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に係ることを掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第9条 本学に、事務部を置く。

2 事務部の事務を統括し、職員を指揮監督するため、事務部長を置く。

3 事務職員は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能の習得に努め、かつその能力及び資質を向上させるための研修に参加しなければならない。

4 事務部に関し必要な事項は、別に定める。

(内部組織)

第10条 前2条に規定するもののほか、本学の内部組織は、それぞれ別に定めるところによる。

第五章 修業年限、学年、学期、休業日

(修業年限)

第11条 本学の修業年限は、5年とする。

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 校長は、必要に応じて前項の時期について変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。第4号の休業期間は、毎年度、別に定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

(3) 春季、夏季及び冬季休業期間

2 校長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 校長は、必要があると認める場合は、休業日において臨時の授業日を設けることができる。

第六章 教育課程及び履修方法等

(1年間の授業期間)

第15条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程の編成)

第16条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 授業科目は、一般科目及び専門科目に分ける。
- 3 前項に定める授業科目のほか、特別活動を実施する。

(授業科目)

第17条 本学の授業科目及びその単位数並びに修得単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は標準50分とする。第5項において同じ。)の履修を1単位として計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - (1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2)実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は、60単位を超えないものとする。
- 5 特別活動を、卒業までに90単位時間以上実施するものとする。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 前項の授業は、文部科学省が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教育等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業の一部は、文部科学省が定めるところにより、校舎以外の場所で行うことができる。
- 4 第2項の授業の方法による単位数は60単位を超えないものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第19条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単

位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

- 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を、我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は 60 単位を超えないものとする。

(各学年の課程の修了又は卒業の認定)

第 21 条 各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

- 2 成績の評価及び課程修了、卒業の認定に関し必要な事項は別に定める。
- 3 各学年の課程の修了又は卒業が認められなかった者は現学年に留める。
- 4 4 学年又は 5 学年に留められた者については、前項の規定にかかわらず、不合格と認定された授業科目を再履修するものとする。ただし卒業研究・制作については合否にかかわらず再履修しなければならない。

第七章 入学・編入学・休学・復学・転学・留学・退学・再入学及び卒業

(入学)

第 22 条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校又は義務教育学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年間の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の定めるところにより、前 3 項と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 23 条 本学への入学を希望する者は、入学願書に第 36 条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 24 条 校長は、入学志願者について、別に定めるところにより入学者を選考し、合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第 25 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学が指定する期日までに所定の書類を提出するとともに、第 36 条で定める入学金、授業料等を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。
- 3 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。

(編入学)

第 26 条 本学に編入学を志願する者については、欠員のある場合に限り所定の手続を経て、校長が編入学を許可することができる。

(休学)

第 27 条 疾病その他特別の理由により、3ヶ月以上継続して修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

- 2 校長は、特殊の病気のため療養を要すると認めた者に対して、休学を認めることができる。

(休学期間)

第 28 条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

(復学)

第 29 条 休学した者は、休学の事由がなくなった時は、校長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第 30 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 31 条 外国の高等学校又は大学で修学することを志望する者は、校長の許可を得て留学することができる。

2 第20条の規定は、外国の高等学校又は大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 32 条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その理由を記して保証人と連署で願い出、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第 33 条 やむを得ない事由により本学を退学した者が、再入学を志願するときは、校長が、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可した者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、校長が決定する。

3 前項により入学を許可された者は、指定期日までに所定の学納金を納付しなければならない。

4 再入学の時期は、学年の初めとする。

5 第46条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

(卒業)

第 34 条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別表第3に定める単位数を修得しなければならない。

(称号)

第 35 条 前条により卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

第八章 入学検定料、入学金、授業料及び寄宿料

(入学金、授業料等の種類)

第 36 条 入学検定料、入学金及び授業料等については、別表第4のとおりとする。

(入学金の納付)

第 37 条 入学しようとする者は、入学のための所要の手続きを行う時に、入学料を納付しなければならない。

(授業料の納付)

第 38 条 授業料は、学期ごとに納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2分の1に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、年額を一括して納付することができる。

3 納付期限は、学校納入金明細書に記載する支払い指定日とする。

(復学の場合の授業料)

第 39 条 学年の中途において復学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の納付の時期までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に納付するものとする。

(納付した学生納付金)

第 40 条 納付したすべての学校納付金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該授業料を変換する。

(1) 入学を許可されたものが、所定の手続きにより3月31日までに入学辞退を申し出、かつ既に授業料を納付している場合

(2) 休学を認められた者が、休学する学期の授業料を既に納付している場合

(3) 退学又は除籍された者が、在籍しない学期の授業料を既に納付している場合

3 学期の途中で退学、休学、停学又は除籍された者の当該学期の授業料は、これを徴収する。

第九章 研究生、聴講生及び科目等履修生

(研究生)

第 41 条 校長は、本学学生以外の者で、本学の特定の専門事項について研究することを希望するものがあるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学することができる。

2 研究生について、必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第 42 条 校長は、本学の特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として聴講を認めることがある。

2 聴講生について、必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第 43 条 校長は、本学の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として科目履修を認めることがある。

2 科目等履修生について、必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 校長は、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者について、選考のうえ外国人留学生として入学を認めることがある。

2 外国人留学生について、必要な事項は別に定める。

第十章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 45 条 校長は、学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することができる。

(懲戒)

第 46 条 校長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があるときは懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一の該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

(除籍)

第 47 条 校長は、次の各号の一に該当する者を除籍する。

- (1) 学校納付金の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (2) 在学期間が10年を超えた者
- (3) 第28条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、修学の見込みがないと認められる者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第十一章 図書館等

(図書館等)

第 48 条 本学に、図書館及びその他教育研究に必要な施設を置く。

2 図書館に必要な事項は、別に定める。

第十二章 学生寮

(学生寮)

第 49 条 校長は本学の学生寮として寄宿舎を指定する。

2 学生は原則、全員が学生寮に入寮する。

3 校長は特別な事情があると認められるときは入寮を免除することができる。

4 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第十三章 公開講座

(公開講座)

第 50 条 本学に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第十四章 改正及び細則

(改正)

第 51 条 本学則の改正は、理事会が行う。

(その他)

第 52 条 本学則施行についての細則その他に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この学則は、2023年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目及び単位数(一般科目)

科目 区分	科目名	配当年 次	単位数	
			必修	選択
国語 分野	文章表現	1	2	
	国語Ⅰ	2	2	
	国語Ⅱ	4	2	
	論文作成法	5	2	
	SFプロトタイピング	5	2	
英語 分野	英語Ⅰ	1	4	
	英語Ⅱ	2	4	
	英語Ⅲ	3	2	
	英語Ⅳ	4	4	
	英語Ⅴ	5	2	
社会 科学 分野	現代社会A	1	2	
	現代社会B	3	2	
	歴史	2	2	
	倫理	3	2	
	心理学	4	2	
	社会学基礎	5	2	
	法律	5		2
	地理	5		2
自然 科学 分野	基礎数学Ⅰ	1	2	
	基礎数学Ⅱ	2	2	
	代数幾何学	2	2	
	微分積分学	3	2	
	確率統計学	3	2	
	物理	1	2	
	化学	1	2	
	地球・自然環境	2	2	
	解析学Ⅰ	4	2	
	解析学Ⅱ	4	2	
	線形代数学	5	2	
	離散数学	4	2	
	情報数学	5	2	
認知科学	4	4		
保健 体育 分野	保健体育Ⅰ	1	2	
	保健体育Ⅱ	2	2	
	保健体育Ⅲ	3	2	
	保健体育Ⅳ	4	2	
美術 分野	表現基礎	1	2	
	グラフィックデザイン	1	2	
	写真・映像デザイン	3	2	
一般科目合計(39科目)		—	82	4

別表第2 授業科目及び単位数(専門科目)

科目 区分	科目名	配当年 次	単位数	
			必修	選択
情報 工学 分野	IT ブートキャンプ	1	1	
	情報工学基礎	1	2	
	基礎プログラミング I	1	3	
	基礎プログラミング II	2	2	
	プログラミング演習 I	1	3	
	プログラミング演習 II	2	4	
	応用プログラミング	3	2	
	Web プログラミング I	3	4	
	Web プログラミング II	4	2	
	アルゴリズム	3	2	
	電気電子工学基礎	2	2	
	IoT システム	3	2	
	コンピュータアーキテクチャ	4	2	
	電子回路	4		2
	統計データ分析	4		2
	人工知能	4	2	
	ネットワーク・インターネット	5	2	
コンピュータセキュリティ	5	2		
データ処理	5	2		
デザ イン 分野	エディトリアルデザイン	2	1	
	Web デザイン	2	2	
	UI/UX デザイン	2	2	
	3DCG & CAD デザイン	3	1	
	建築デザイン	3	1	
	プロダクトデザイン	4	2	
	ゲームエンジン	5		2
	ジェネラティブデザイン	5		2
起業 家精 神分 野	ネイバーフッド概論A	1	2	
	ネイバーフッド演習	4	2	
	アントレプレナーシップ概論	2	2	
	アントレプレナーシップ演習	3	2	
	起業家探究	2	1	
	エンジニア探究	3		1
	建築家探究	3		1
	デザイナー探究	3		1
	アーティスト探究	3		1
	起業ワークショップ演習	5		2
	食農ワークショップ演習	5		2
	ネイバーフッド概論B	5	2	
総合 分野	インターンシップ	4	3	
	デザインエンジニアリング演習	4		2

建築ワークショップ演習	4		2
循環型プロダクトワークショップ演習	4		2
アートワークショップ演習	4		2
デザインエンジニアリング実践	4	1	
卒業研究／制作	5	8	
専門科目合計(46科目)	—	71	24

別表第3 履修要件

1 年次	一般科目	20 単位
	専門科目	11 単位
	合計	31 単位
2 年次	一般科目	16 単位
	専門科目	16 単位
	合計	32 単位
3 年次	一般科目	14 単位
	専門科目	16 単位
	合計	30 単位
4 年次	一般科目	20 単位
	専門科目	20 単位
	合計	40 単位
5 年次	一般科目	14 単位
	専門科目	20 単位
	合計	34 単位
合計	一般科目	84 単位
	専門科目	83 単位
	合計	167 単位

別表第4 入学検定料、入学金、授業料等

種類	金額
入学検定料	25,000 円
入学金	250,000 円
授業業等(年額)	2,000,000 円

神山まるごと高等専門学校教員会議規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、神山まるごと高等専門学校教員組織規程第10条の規定に基づき、神山まるごと高等専門学校教員会議(以下「教員会議」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員会議は、校長が校務運営方針を教員に伝達し、かつ、教員の意見を聴し、学校運営を円滑に遂行するための諮問機関とすることを目的とする。

(審議事項)

第3条 校長は、教員会議において、次の事項を諮問する。

- (1)学則その他諸規定に関する事項
- (2)教育課程に関する事項
- (3)学生の入学、退学、休学、復学、及び転学に関する事項
- (4)学生の成績評価、進級判定、卒業認定に関する事項
- (5)学生の厚生指導に関する事項
- (6)学生の賞罰等に関する事項
- (7)その他校長が必要と認めた事項

(構成)

第4条 教員会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1)校長
 - (2)専任教員
- 2 校長は、教員会議に事務部長を出席させる。
- 3 校長は、必要に応じ構成員以外の者の教員会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 校長は、教員会議を招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故があるときは、副校長がその職務を代行する。
- 3 教員会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、校長が必要と認めるときは、臨時に教員会議を開催することができる。

(定足数)

第6条 教員会議は、出張、研修、特別休暇、休職、停職中の者及び療養中の者を除く3分の2以

上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、総務課が行う。

附則

1. この学則は、2023年4月1日から施行する。